

戦前期京都の「浮浪者」対策

——昭和恐慌から戦時体制移行期を中心に——

加 美 嘉 史

〔抄 録〕

本稿は戦前期の京都市に焦点をあて、「浮浪者」(ルンペン)対策の歴史的展開から戦前期日本の貧困の一側面を明らかにすることを目的としている。本稿では特に失業者の激増に伴って浮浪者問題が社会問題となった昭和初頭から日中戦争開戦前後を中心に京都市における浮浪者の実態とその対策について検討した。昭和恐慌期、失業問題が深刻化するなかで京都市では日雇労働者や浮浪者が増大した。市の浮浪者概況調査によると市内出身地はわずかで、その多くは若年失業者であった。失業問題の激化は日雇労働者などを浮浪化させ、市内流入を促進させていた。浮浪者の増加はその類型化に基づく対策の必要性を提起された。京都市では「準浮浪者」層に対する無料宿泊所が設置され、さらに「労働者更生訓練道場」での、精神的な訓練教化によって戦時体制へと移行する国家の人的資源提供の一端を担った。

キーワード：ルンペン，救護法，失業者，準浮浪者，惰民養成

はじめに

1990年代以降における非正規雇用者の急増、賃金水準の下落等により、近年では給与所得者の4人に1人が年収200万円以下となり、ワーキング・プアが増大している。こうした不安定な雇用や所得の低さは、社会的孤立や家族崩壊、健康破壊、さらには住居喪失(ホームレス化)といった問題を引き起こし、深刻な生活困窮を生み出している。例えば近年の“派遣切り”や“脱法ハウス”といった問題も端的にいえば、主に雇用の不安定化と居住政策の欠落に起因する「ホームレス」化であり、貧困化を防ぐ社会保障制度の欠落、未発達を示すものといえる。

本研究はホームレス対策の歴史的展開を考察し、ホームレス状態に陥った生活困窮者に対しどのような対応を行ってきたかを検討するものである。特に本稿は戦前期の「六大都市」のひとつである京都市に焦点をあて、いわゆる「浮浪者」(ルンペン)と呼ばれる人々への対策の歴史的展開を通して、戦前期日本の貧困の一側面を明らかにすることを目的とするものである。

ここでは失業者の激増に伴い浮浪者問題が社会問題となった昭和恐慌期から日中戦争開戦前後の時期に焦点をあて、昭和恐慌から戦時体制へと移行する過程の時期（ここでは戦時体制移行期とする）における京都市の浮浪者の実態とその対策について検討を行う。なお、本稿では歴史的用語として浮浪者、ルンペンなどの言葉はそのまま使用している。

1. 近代社会における貧困と「浮浪者」

(1) 「浮浪者」とスティグマ

中世まで「乞食」と呼ばれた貧民は「共同体の遍歴者」として「侮蔑と賤視の対象」であると同時に、他面では「神を演ずる来訪者」であり「畏敬の対象」であったとされる。中世日本社会の「乞食」は「神の祝言を運ぶ芸能者」としての役割を担う者でもあり、単に「侮蔑や賤視の対象」ではない多面的な人間像を見出すことができる（山折 1987：113-114）。

しかし、近代社会になると「浮浪者」「乞食」には強いスティグマが与えられ、一般社会とは「異質」な存在として扱われるようになっていく。近代資本主義社会における労働倫理や価値観は「乞食」や「浮浪者」と呼ばれる貧民への視線を大きく変化させていったとされる。マックス・ヴェーバーは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で、プロテスタントにとって「労働能力のある者が乞食をするのは、怠惰として罪悪であるばかりか、使徒の語に照らしても、隣人愛に反することがらだった」と述べているように、近代資本主義社会において「乞食」という貧民は怠惰の象徴的存在になった（Weber 1905=1989：311）。

近代資本主義への道をもっとも早く歩み出したイギリスでは大量に生み出された貧困者を強制収容や監禁し、その自由を剥奪するとともに「労働の強制」によって怠惰や悪徳の習慣を矯正するための政策を展開した。イギリス救貧法は貧民を労働能力の視点から「労働能力者」「労働無能力者」「児童」に類型化し、労働行為ができない人間を「反社会的＝反道徳的な行為」と認定した。労働能力があるにも関わらず就労出来ないと判定された貧民の腕や額に「S（奴隷 slave）」や「V（浮浪者 vagabond）」を意味する焼き印を押し、民衆の見せしめとしたことはよく知られている。

また、18世紀フランスでは「専業の浮浪者」と「組織的な援助や雇用の機会を求める貧民」を区別し、定職を持たない貧民＝浮浪者は犯罪者と認定し、その取り締まりを行った。さらに「浮浪者収容施設」を設けて浮浪者や「健康な乞食」を隔離収容し、労働を義務づける施策を行った。

近代社会の形成過程に実施されたこのような貧民政策は「慈善の行為と厳しい弾圧とを奇妙に混ぜ合わせながら、労働のエートスを社会に認知させていったもの」と評価されている（Geremek 1989=1993：320）。こうした貧民対策の二面性をプロニスワフ・ゲレメクは「憐れみ」と「縛り首」と表現しているが、近代資本主義社会における浮浪者対策は「縛り首」（＝

取り締まり)の側面を象徴するものといえる。

近代以降の日本でも浮浪者には強いスティグマが付与された。浮浪者は怠惰や落ちこぼれといった「人間の非存在としてのあらゆる賤性が凝縮」した呼称を意味するものとなった(青木2000:100)。浮浪者は犯罪者であり、戦前は警察犯処罰令、戦後は軽犯罪法によって取り締まりを受けた⁽¹⁾。1908年に施行された警察犯処罰令において浮浪者は「一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ヲ徘徊スル者」として検挙され、「三十日未満ノ拘留ニ處ス」という処罰や「乞食ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者」には「三十日未満ノ拘留又ハ二十円未満ノ科料ニ處ス」という処罰を定めた。

戦前期日本では近代ヨーロッパで設けられた浮浪者の強制収容所の設置は実現していないが、明治初期に浮浪者層に対する授産事業が地方機関で試みられている。明治初期の浮浪者対策は出身地に送還する「復籍」と、貧困のため地域での定住が困難な層を対象とする「授産」を柱とするものであった(池田1986:183)。東京府では、①窮民に仕事を与える「工作所」、②窮民を雇用する「日雇会社」、③「廢疾老幼」で労働ができず、身寄りのない「無告の窮民」を収容する「長屋」での施策という營繕會議所の答申(「救貧三策」)にもとづき、労働能力を有する浮浪者の授産事業として「工作場」及び「日雇会社」の設置が構想されたが具体化せず、第三策の「長屋」だけが1872年に「養育院」として設置された。

大阪府では浮浪者層への授産と収容救済を行った「府立救恤場」の機能を引き継いだ「大貧院」が1871年に開設されたが(1872年に「授産所」に改称され、翌年に再び「勸業場」へと改称)、1878年までに全ての「勸業場」は廃止となった。

京都府では窮民の収容救済を担った「流民集所」を廃止し、新たに1870(明治3)年に「窮民授産所」を設置して労働能力を有する浮浪者の授産事業を行ったが、1883年に民間に払い下げられた。

明治初期、東京・大阪・京都の三都で独自の授産事業が試みられたものの、国の救済制度の成立とともにこれら授産施設は廃止されていった。大阪では1885年に民間の「小林授産所」が誕生し、民間の立場で浮浪者層への授産は行われたが、行政による労働能力を有する浮浪者層への対策は取り締まりを中心になされた。浮浪者(ルンペン)の「自力更生」「強制労働」が改めて大きな焦点となるのは昭和恐慌期である。

(2)「不定居的細民」と「浮浪者」の定義

日露戦争から第1次世界大戦(1914～1918年)を経て独占資本主義の確立を見たが、同時にその構造的矛盾は拡大を見せていた。全国的な米騒動の勃発、戦後恐慌(1920年)による不況、各地で労働争議・小作争議の頻発などは国民生活の窮乏化を意味するものに他ならない。独占資本主義下での労働問題と貧困の深刻化はそれに対する社会政策・社会事業を成立させる要因となり、1920年には内務省に社会局が設置された。この前後に各道府県及び東京市・大

阪市・名古屋市・横浜市・京都市・神戸市の「六大都市」に社会局・部・課が設置され、都市社会政策・社会事業立案のため数多くの社会調査が実施された。

「六大都市」では大正後期から第二次大戦開戦頃まで間に各都市の貧困の実相を映し出す様々な調査が行われ、窮乏の深刻化とともに浮浪者調査が実施された。1920年に東京市社会局が実施した『東京市内の細民に関する調査』では細民（貧困者）を2つに区別し、借家で生活の本拠が定まっている細民を「定居的細民」（借家居住細民）とし、木賃宿宿泊者、浮浪者、水上生活者など生活の本拠が不確定な細民を「不定居的細民」と定義した。

このうち「定居的細民」（借家居住細民）について隅谷三喜男は本源的蓄積期の都市下層社会には「三つの社会層」が包括されていると指摘する。第一層は大小の貧民窟に居住する「貧民」である。彼らの収入は一家の生計を維持するに足りず、「常に生活破壊の危機に直面」する状態をいう。第二層は「細民」である。「細民」とは「裏店住いであることにおいては貧民と同一の状態」だが、「おおむね定った職業をもち、それだけ生活も安定」している層を指す。そして第三層が救恤の対象者を指す「窮民」である。「窮民」は「貧民の最下層」であり、「極貧者」を意味するとしている（隅谷 2003：88-91）。一方で木賃宿宿泊者、浮浪者、水上生活者といった「不定居的細民」は都市下層社会の暮らしさえも崩壊した層で、生活の本拠が不確定な者を指している。

明治から昭和期において住所が明らかでない生活困窮者は「浮浪者」「乞食」「浮浪人」「ルンペン」などの名称で呼ばれた。『大辞泉』では浮浪者を「定まった住居や職業を持たず、あちこちさまよい歩く者」と定義している。しかし、浮浪者とはどのような状態の人を意味するのか、その言説は社会や時代とともに変化しており、厳密な定義化は容易ではない。「行旅病人」⁽²⁾や「乞食」^{こつじき}など言葉もそれぞれ住所が明らかでない不定住的な生活困窮者の概念も含意しており、浮浪者と重なり合う部分が多い⁽³⁾。

内務省の警察官僚であった丸山鶴吉は浮浪者について「正確な定義を下すことは、極めて困難」であり、「浮浪者の内には色々なものが含まれている。終日乞食廻って居る乞丐者や、搔痒ひや小盗をして居る真の無宿の漂浪者や、所謂博徒、破落漢や、更らに進んでは、木賃宿に泊まって、どうにかこうにか、日々の生を営んで居るものも皆この浮浪者の内に数へねばならぬ」と述べ、浮浪者を広く定義している（丸山 1913：123-124）。

また丸山は浮浪者には、大きく分けて職業的な浮浪者と一時的な浮浪者があり、それぞれタイプに分けた対策が必要と指摘した。職業的な浮浪者には「収容所に収容して逃走を防ぐと同時に嚴重な処罰を定めて、強制して労働の習慣を養ふ事」とし、収容所と強制労働による対策が必要とした。他方、「一時的浮浪者」には職業紹介所や労働寄宿舍（宿泊所）による対策が必要で、さらに病者や障害のある浮浪者には収容施設での対応が求められるとしている（丸山 1913：128）。浮浪者の類型化とそれに応じた対策案の先駆けといえる。

失業問題が激化した昭和恐慌期になると浮浪者よりも、労働者性を含意する「ルンペン」と

いう言葉が頻繁に用いられるようになっていく。その背景には失業問題の激化が浮浪者の増大を引き起こしたことが誰の目にも明らかとなり、浮浪者問題を失業との関係で捉え直す必然性が生じたためと考えられる。昭和恐慌期以降、ルンペンの分類化とその対策が議論されるようになった。

(3) 浮浪者の可視化と戦時体制下の「浮浪者」

1920年代以降、日本経済は深刻な慢性的不況に直面していたが、特に1927年の金融恐慌、1929年の昭和恐慌（世界大恐慌）の影響は甚大であった。失業・貧困問題が激化するなか、浮浪者増加は社会問題となり、東京市をはじめ、大阪市・神戸市などで浮浪者調査が行われた⁽⁴⁾。昭和恐慌後の1930年10月1日に国勢調査の附帯調査として行った東京市の調査では東京市内の浮浪者は1,799名（男性1,759名、女性40名）に上り、1925年の380人から5倍近く増加した。

神戸市社会課が1933年に行った『浮浪者の調査』（1934年発行）では浮浪者は「他の社会から想像するものと全く反対の性格を持っている」と述べ、「何等の凶暴と奸智と狡猾さとを持ち合せない」と世間一般の認識が間違いだと指摘している。一方で浮浪者の多くは「一定の職業に対して執着せんとする傾向に乏しい」とし、「彼等が心理的に何等かの欠陥を有するものと見なくてはならない」と結論付けている（神戸市社会課1934:3-21）。「浮浪」の要因は「性格の欠陥」に帰結されており、当時の貧困観を映し出している。

大都市のなかで特に多くの浮浪者調査を実施したのは東京市社会局で、これら調査の主導的役割を果たしたのが草間八十雄である。草間は調査をもとに浮浪者問題が個人の自己責任（個人的欠陥）によるものではなく、失業など資本主義社会の構造的な問題（社会的欠陥）によって生み出された社会問題であることを指摘した⁽⁵⁾。

しかし、国・自治体による失業・貧困対策は極めて不十分なまま、1931（昭和6）年の満州事変を契機に徐々に戦時体制へと移行するなかで、労働能力のある身体壮健な浮浪者（ルンペン）は満蒙開拓団や兵力といった労働力（人的資源）に活用される一方、人的資源にならない浮浪者は「本質的浮浪者」と呼ばれ、戦時体制下には「狩り込み」による隔離・排除が強化された。

東京では戦時体制下に「浮浪者狩り」が行われ、東京市養育院等への収容が行われた。1939～40年に東京市養育院が行った『東京市内浮浪者の社会的並精神医学的調査』（1941年刊）は「浮浪者狩り」で養育院に一斉収容した者に精神医学的調査を行っている。調査によると収容された浮浪者のうち「精神薄弱」44%、「精神疾患」33%、「病的性格異常（精神病質）」12%に対し、精神的症状のない者はわずか14%としている。大半の浮浪者は精神疾患や知的障害、身体的病状ありと診断されている。恐慌から戦時体制へと移行する過程で労働能力を有する浮浪者は人的資源に用いられ、障害等を有する浮浪者はクリアランスの対象とされた。

2. 昭和恐慌期京都の失業問題と日雇労働者の「浮浪者化」

(1) 失業問題の激化と失業救済事業の実施

1920年代以降、慢性的不況に直面するなか、政府は失業救済事業として1925年度から冬期100日に限定した「冬期失業救済事業」を六大都市で開始した。失業問題の激化に伴い1929年度から通年可能な失業救済事業として拡し、全国で実施している。内務省は失業者救済への失業保険・失業手当は「らん惰ノ風ヲ助長スル」として失業時の所得保障を否定する一方で、失業救済事業は「失業ニ因リ生活困難ナル者ニ対シテハ出来ル限り職ヲ与フル」としている（内務省社会局社会部『昭和7年度、昭和8年度失業応急事業概要』）。失業時の所得保障制度の代替物として直接的に職を提供する失業救済事業が実施された（風早1933：313）。

しかし、失業救済事業の年間実施と引き換えに、失業登録者数の抑制が早々に図られている。東京市の失業救済事業では1930年度から7月と11月のみ追加登録が認められるようになり、1931年度には追加登録も中止された。また登録条件の厳格化がなされ、従来は救済対象となりえた者が登録できなくなるなど、失業救済事業の登録にさまざまな制限を加えることで登録者の抑制が図られた⁶⁾（加瀬2011：165-166）。

就労を希望する失業者数の多さに対し、失業救済事業の事業規模は小さいことから「交替就労方式」で就労する仕組みが取り入れられた。そのため登録失業者の就労日数は東京市では3日に1日程度に止まり、失業救済事業で失業時の生活を営むのは困難であった（加瀬2011：167）。このように失業救済事業は「失業者に対する無差別平等な救済策」とはいえず、選別性を伴った事業でもあった（風早1933：315）。

(2) 昭和恐慌期京都の失業問題

京都では1927年の金融危機によって銀行機関の取り付け騒ぎや休業が起こり、京都の中小商工業者を中心に深刻な影響が生じていたが、さらに1929年の昭和恐慌は京都の代表的産業の西陣機業、捺染工業など繊維産業を中心に大規模な休機や休業、倒産を引き起こした。そうしたなか、京都市が昭和5年度の日雇労働者「失業救済事業」の申し込みを開始したところ、定員520名に対し1,858名もの人が申し込みを行った（『京都市日出新聞』1929年11月11日）。京都市内の推定失業者数は1930年の5,235名、1932年には10,800名へと倍増し、1935年頃まで1万名程度の推定失業者数で推移している⁷⁾【表1】。

戦前期京都の社会経済的な特質として、

①繊維産業を基軸した製造業、特に西陣織

【表1】京都市内の推定失業者数（人数）

年月日	給料生活者	日雇労働者	その他の労働者	合計
1930（昭和5）年10月1日	1,044	2,289	1,902	5,235
1931（昭和6）年10月1日	1,347	2,743	2,256	6,346
1932（昭和7）年10月1日	1,464	6,681	2,655	10,800
1933（昭和8）年10月1日	1,211	5,519	2,567	9,297
1934（昭和9）年4月1日	1,290	5,259	2,698	9,247
1935（昭和10）年3月1日	1,309	6,620	2,719	10,648

資料出所：『京都市社会事業要覧』（昭和9-12年版）をもとに筆者作成。

や京友禅などの染織業に代表される生活用品製造業の比重が大きく、重工業のウエイトが相対的に低い。②そうした生活用品製造業の大部分が零細企業、自営業の形態で営まれており、経営基盤が脆弱である。③都市貧困層問題や不良住宅地区問題と事実上重なっている部落問題の影響が大きい(但し、朝鮮人労働者の大量流入に伴い不良住宅地区問題は彼らをも包含するようになった)。④京都が大学都市、宗教都市、観光都市であることからもたらされる文化・知識・サービス部門が社会経済のなかで果たしている役割が大きい、といった都市としての特徴があると指摘されている(浜岡1990:46-47)。

このような特色の都市として独自の発展を遂げてきた京都市だが、東京・大阪などと異なる特徴の一つに他地域から不定住的貧困層の流入が相対的に少なく、閉鎖性が強いことが指摘されてきた。1931年に京都市社会課が行った『京都市に於ける日雇労働者に関する調査』⁽⁸⁾では六大都市の日雇労働者を比較し、「単身者、無配偶者であり、長期在住者でなく、移動性、漂泊性に富む者」としての自由労働者が他都市よりも少ないとしている(京都市社会課1932:75-76)。

戦前期の東京・大阪・京都の三都市の貧困者調査の出身地データを比較した許光茂は、「地元出身者による停滞の下層社会(地元出身の長期居住)」と京都の特徴を指摘する(許2000:70)。他の大都市に比べ不定住的貧困層が少なく、都市の閉鎖性が強いとされる背景には、繊維など経営基盤が脆弱な零細企業の集積する京都の産業構造が影響していると考えられる。

(3) 日雇労働者の「浮浪者化」

『京都市に於ける日雇労働者に関する調査』(1931年)は日雇労働者の就労状況や生活が詳細に記しているが、1931年8月1日時点の京都市の日雇労働者数は10,125名(男性9,420名、女性705名)、うち失業者は2,669名(失業率26.4%)と推計している⁽⁹⁾。京都市の日雇労働者数は人口の1.03%で、東京市2.04%、横浜市2.35%など他の五大都市よりも低い。その要因は他都市に比べ、「大土木工事、建設工事等の起興せらるるもの少なく」、また「海湾都市に非る」ことが影響していると分析している。それに比例し、木賃宿宿泊者も他都市に比べ少なく、「日雇労働者にして木賃宿に止宿する者は事実案外少いのではなからうか」と推計している(京都市社会課1932:75-76)。

しかし、同調査によると日雇労働者のうち地元出身者は3分の1程度で、3分の2は他地域からの流入者であった。しかも、来京してまだ日が浅い新規流入の日雇労働者が多くを占めている。同年に京都市社会課が行った『要救護者に関する調査』では地元出身者は7割前後となっており、日雇労働者調査とは大きく異なる。昭和恐慌以降の失業問題の激化は失業者の日雇化と市内流入を促進させたと考えられる。

これらの点について調査は「常備労働者の日雇化するあり、或は農村経済の極度の疲弊よりして都会地に職を求むるあり、更に鮮人労働者の多数流入し、日雇労働者群に投ずるあり」と

している（京都市社会課 1932：4-5）。京都における日雇労働者増加は、①常用労働者の日雇化、②農業離職者等の市内流入と日雇化、③昭和初期における朝鮮半島からの朝鮮人労働者の流入と日雇化といった要因によってもたらされたとしている。

『京都市社会事業要覧』（昭和9年・12年版）によると市内の日雇労働者失業者数は昭和恐慌期後に激増している。1931年の2,743名から1932（昭和7）年に6,681名に倍増した【表1】。日雇労働者失業者数は1935年になっても6,620名と高止まりしたままである。さらに1933（昭和8）年度の京都市における失業救済事業登録労働者数は8,500名、うち朝鮮人労働者が5,751名（67.6%）である（京都市社会課 1934：37）。昭和恐慌期の失業激化は日雇労働者（自由労働者）の増大・流入をもたらししたが、市の日雇労働者「失業救済事業」は不十分な規模であった⁽¹⁰⁾。

日雇労働者は救護法など救貧制度の対象から除外されており日雇労働者の「浮浪者化」といった現象も市内各地で報告されている。1933年の『社会時報』（第3巻第10号）は、京都駅に隣接する下京区第二連合方面の崇仁学区には数十件の木賃宿が集中しており、木賃宿には「ルンペンに近いやうな人々が何時も満員になっている」と記している。また、下京第五連合方面の上鳥羽・吉祥院地区では「上鳥羽は大阪方面への通路に当たっているので、浮浪者の出没が非常に多く、吉祥院は一部工場地帯と化して、日雇労働者及び工場労働者の入込が夥しく」と記している（京都府社会事業協会 1933：46-48）。さらに下京第四方面の東寺周辺（大国町、南田町、唐戸町方面）には十数件の木賃宿があり、その周辺地域には「常習的浮浪者」が集まっていることを言及している（京都府社会事業協会 1933a：47）。

特に上鳥羽・吉祥院といった市南西部の新興工業地域や京都駅周辺の木賃宿が集中する地域を中心に日雇労働者及び「浮浪者」が増加していると報告されている。これらの地域は他地域からの失業者・貧困層の流入の受け皿になっていたと考えられ、京都的特徴とされる「地元出身者による停滞的下層社会」とは異なる戦前期京都の都市下層社会を映すもう一つの側面を示すものといえる。

3. 京都市の「浮浪者」と救護法、行旅法の適用状況

(1) 京都市における「浮浪者」の実態

昭和恐慌以降、浮浪者への対応は社会事業の課題としても浮上した。とりわけ社会事業の前線に立つ方面委員にとってこの問題は喫緊の課題となり、その対応を巡ってさまざまな場で協議がなされている。こうした状況のなか、京都市社会課は浮浪者調査の必要性には言及しつつも、本格的な調査の実施には至っていない。京都は東京、大阪などに比べ浮浪者層の流入・集積が相対的に少ないと見られていた一方、被差別部落や在日朝鮮人など「定居的細民」の深刻な貧困状況がより重要な課題として位置付けられていたと考えられる。しかし、京都市では昭

和恐慌後の1930年12月に「浮浪者」概況調査を行い、その結果を『京都市教育部社会課季報』(No.13)に「歳末市民生活状況」(4. 浮浪者の状況)として掲載している(京都市社会課1931:46-51)。ここでは概況調査から見える浮浪者の実態を見ていく。

市の概況調査は同年12月17～19日の夜間及び深夜に行われた。調査エリアは岡崎公園及びその付近、鴨川及び疎水流域の各橋下、北野神社及其の付近、京都駅及びその付近の地域である。これらの地域で把握された「浮浪者」は39世帯45名で、想定よりも少なかったとされている。その要因については、①「季節的に比較的少き時期」であったこと、②「警察の平時の努力」をあげている。このうち「警察の平時の努力」とは「警察犯処罰令」による「浮浪者」の検挙を意味すると考えられる。

概況調査直前の1930年11月中旬～12月1日に警察によって「ルンペン狩り」が実施されており、この時に検挙された「浮浪者及び乞食」は川端署40名、中立売署14名、松原署4名、西陣署1名の合計59名にのぼる。検挙した者は帰郷、もしくは更生保護団体に委託という取扱いがされている。調査直前に大規模な検挙を行った背景には浮浪者を少なく見積もる狙いがあった可能性も考えられるが、経緯は不明である。

①若年層に集中する「浮浪者」

45名のうち「内地人」は33名(男30名、女3名)、「朝鮮人」は12名(男9名、女3名)であり、朝鮮半島出身者の多さが目に付く。世帯主39名の年齢構成は働き盛りの「30～39歳」が最も多く15名(うち朝鮮人8名)、「20～29歳」10名(朝鮮人1名)であり、20～30代の若年の稼動年齢層に集中している(最年少16歳、最高齢74歳)。

世帯主39世帯のうち単身者は35世帯、子どもや妻のいる世帯は4世帯のみである。女性の世帯主は3名で、うち1名は「多少精神に異常ある老婆」としている。朝鮮半島出身者をはじめとする20～30代の若い働き盛りの「浮浪者」が多く、失業の深刻化はこれら若年失業者の浮浪化を引き起こしていた。

②浮浪化の要因——失業と「怠惰」——

調査では「流浪の原因」は「失業」(71.8%)が7割以上を占め、浮浪化の要因は失業問題であることを示している。失業に加えて病気、障害、震災など「不慮の災厄により収入の途絶え遂にルンペンの群に墮せざるを得なかったという憐れむべきもの少なからず」との見解も示している。一方で「一般的には一面強力なる団体性を有し^{しばしば}屢々集团的傾向を有するも、他面労働性を欠き向上心に乏しく、怠惰性に富むことが必然的に今日の結果を来させるもの」としている。さらに「彼等は労働の体力は有すれども労働の意思はなく」と述べ、浮浪化の要因はその「怠惰性」にあると結論づけている。

しかし、直前職(世帯主)を見ると「無職」は1名だけで、その以外の者は全てさまざまな仕事に従事していた。大多数の浮浪者は直前まで就労しており、「労働の意思がない」という分析は調査結果とは矛盾している。直前職で最も多いのは「土方」17.9%、「手伝」15.4%で、

日雇労働が約3分の1を占める。その他に「下駄職」「花屋」「杜土」「店員」「百姓」「鳶職」「板場」「小店員」「車夫」「織職」「新聞配達人」「僧侶」「仲士」「陶工」「紙屑買」「裁縫」「鉄道工員」「果物卸商」「辻占売」「大工」「表具商」「夜警」など都市雑業、名目的自営業を含む多様な職業が直前職にあげられている。

大半の浮浪者は浮浪化する直前まで日雇労働や都市雑業、名目的自営業等で従事しており、失業によってこれら不安定就労層が「浮浪者化」したものであったが、調査では浮浪化の要因は労働の意思に欠ける「怠惰性」にあるとの見解を示している。

③少ない地元出身者——「流浪期間」1か月未満が3分の1——

世帯主の出身地（本籍地）は「朝鮮」23.1%（9世帯）が最も多く、次いで滋賀10.2%、福井、京都郡部各7.7%、石川、岐阜、京都市部が各5.1%である。その他に兵庫、岡山、広島、静岡、新潟、長野、埼玉、愛媛、高知、大分、福岡など17府県と朝鮮に及んでいる。京都市内の出身者はわずか5.1%で、他地域出身者が約95%を占めていた。同時期の京都市社会課が行った貧困調査の出身地構成とは大きく異なり、他地域出身者が大半を占め、地元出身者は極めて少ない実態が明らかにされている。

また、京都市への来京期間1年未満の世帯は51.3%、1年以上は48.7%で来京日数の浅い者が多い。「流浪期間」については「5年以上」は20.0%に止まり、「1年未満」が55.0%を占め、昭和恐慌後に浮浪化した者が多い。特に「1か月未満」の者が32.5%と多く、ごく最近に浮浪化した者が目立つ【表2】。

調査では45名のうち「疾病者」は22.2%であった。疾病の種類は「モルヒネ中毒」が多く、その他に「リウマチ」「中風」「半身不随」「脚気」「淋病」があげられている。また、障害のある「浮浪者」（不具者）は11.1%である。障害の種類は「片足切断」「片手手足切断」「片足骨折」「足部火傷」など身体障害のみが記されており、知的障害及び精神障害の有無は不明である。なお、疾病者等への「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の対応状況は記されていない。

市の「浮浪者」概況調査で確認された「浮浪者」の大半は朝鮮半島出身者を含む20～30代の若い失業者で、大半は市外出身者であった。失業の深刻化は日雇労働者や都市雑業・名目的自営業労働者など不安定雇用層を浮浪化させ、市内流入を促進させていたといえる。但し、概況調査の報告は失業の影響を指摘しつつも、その本質的原因は本人の怠惰にあるという認識に立ち、「浮浪者」の惰民観・自己責任を強調する結論になっている。

概況調査の結果に対して、市は「浮浪者」対策の必要性を言及していない。ほぼ同時期に実施された『京都市に於ける日雇労働者に関する調査』の調査スタン

【表2】京都市「浮浪者」概況調査
(1930年12月)

「流浪期間」	世帯数	%
10日未満	5	12.5%
10日～1か月未満	8	20.0%
1か月～3か月未満	3	7.5%
3か月～6か月未満	3	7.5%
6か月～1年未満	3	7.5%
1年～5年未満	10	25.0%
5年以上	8	20.0%
合計	40 ⁽¹¹⁾	100.0%

資料出所：京都市社会課（1931）『京都市教育部社会課季報』（No.13）をもとに筆者作成⁽¹¹⁾

スとは大きく異なる。概況調査の実施段階では、まだ市は「浮浪者」対策の必要性を認識していなかったといえる。長期化する失業問題と戦時体制へ移行する過程のなかで市の浮浪者対策も変化を余儀なくされていったといえる。

(2) 「浮浪者」に対する救護法の適用状況

1929年に恤救規則に代わる新たな救貧制度として救護法が公布されたが、実施は先送りされ、ようやく1932年1月から実施された。救護法での救済対象範囲は、65歳以上の老衰者、13歳以下の幼者、妊産婦、傷病あるいは心身障害のため労務に故障のある者に限定され、14～64歳の労働能力のある貧困者は救護対象から除外した。さらに民法上の親族扶養が優先し、扶養義務者が扶養可能な場合にも救護法適用は除外されるという制限扶助主義に立っていた。

労働能力のある貧困者を救護対象から除外した理由について内務省社会局は救貧制度に伴いがちな「惰民養成の弊害」を防ぐためとしている。内務省社会局の「救護法逐条説明」では「職業ナキ為メ労働シ得ザル者即チ失業者並ニ怠惰ナル労働能力者即チ労働忌避者、浮浪者等ヲ本法ノ救護ヨリ除外スル趣旨ナリ」と述べ、①失業者、②労働忌避者及び浮浪者を救護対象から除外している。そして、前者(①失業者)については「将来失業救済ニ関スル制度」を定めて保護を行い、後者(②労働忌避者及び浮浪者)に関しては「強制労役ノ対象」とすることが適切であるとしている(寺脇2007:278)。稼働能力のある貧困者のうち失業者は失業救済事業の対象とし、浮浪者は強制労働の導入によって対処することを示している。

救護法では救護対象者が同一市長村に1年以上居住している場合の救護費負担は市長村とし、同一市長村での居住が1年未満の場合の救護費負担は道府県負担と定めていた(居住地が不明な場合も所在地の道府県負担とする)。救護法の実施に際して行われた京都市社会課の『昭和7年救護状況報告』によると被救護世帯1,553世帯のうち府費負担となる「市内居住期間1年未満」の被救護世帯はわずかに17世帯であった⁽¹²⁾(京都市社会課1933:105-106)。

『昭和7年救護状況報告』では「市内居住期間1年未満」の救護世帯が少ない理由として「ルンペン」は定まった住居がなく、浮浪性が強いことをあげている。浮浪者の救護について「最も取扱に困難を感ずるものは、甲地より乙地へ移動の途中丙地に於て其の行程に困窮するに至ったと称する者である……然して夫れが果して事実か否かも不明である……然も理を説き、方法を教ふるも容易に去らず、却つて脅迫的な態度と言辞を弄する者等に至っては、関係者は救済の意志も発生しない」とし、「此の種の浮浪者に対しては何等救済の方法も処分の方法もない」と指摘している(京都市社会課1933:105-106)。「市内居住期間1年未満」の要救護者としての「ルンペン」が想定されているが、救護法適用は稼働能力の有無に関係なく、上記の理由から否定されている。

一方、「市内居住期間1年未満」の者への収容救護による救護法適用も極めて限定的なものであった。救護法施行時、京都市は収容救護を行う救護施設として済世病院(医療)、平安徳

義会（幼者）、平安養育院（幼者）、京都養老院（老衰）、京都救済院（老衰）の5か所を認可し、主にこれらの施設・病院で収容救護を行っている⁽¹³⁾。

1932年1月～12月の市費と府費をあわせた京都市の「収容救護」実人員は334名である。334名のうち市費による生活扶助救護者（開始数）が301名で約9割を占め、府費（市内居住期間1年未満）の生活扶助救護者（開始数）は33名のみであった【表3】。市費による収容保護は「疾病」192名（63.8%）、「老衰」90名（29.9%）が多く、病気と高齢によ

【表3】 救護法の市費・府費負担別の収容救護人員（生活扶助救護・開始数）

収容救護の種別	市費		府費	
	生活扶助救護者数	%	生活扶助救護者数	%
幼者	12	4.0%	20	60.6%
老衰	90	29.9%	1	3.0%
疾病	192	63.8%	12	36.4%
身体虚弱	5	1.7%	0	0.0%
精神衰弱	1	0.3%	0	0.0%
妊産婦	1	0.3%	0	0.0%
合計	301	100.0%	33	100.0%

資料出所：京都市社会課（1933）『昭和7年救護状況報告』pp.52-55.

る収容保護が93.7%を占めていた。一方、府費の収容救護は「幼者」20名（60.6%）、「疾病」12名（36.4%）で、市内居住期間1年未満の者で収容救護した約6割を子どもが占めていた。

つまり市費と府費負担では救護法による収容保護の対応は明確に異なっていた。以前から市内に居住していた要救護者には病院や養老院で収容保護も行われたが、他地域から流入した要救護者（市内居住期間1年未満）には浮浪児などに限定し、収容保護を行っていた⁽¹⁴⁾。

1935年1月11日、内務省は東京・大阪・京都・神奈川・愛知・兵庫の各府県と六大都市に対する社会課長会議を開催したが、その時、内務省は救護法での被救護者増加によって救護費の国庫補助予定額が不足することを理由に救護費削減を自治体に要請している。内務省は収容救護に関わる救護費の縮小も求めるとともに、救護施設において救護法適用者のみを収容救護することを批判している。救護費削減の要請に対し京都市は、救護施設に委託する収容救護のうち収容者数の約1割分は施設自らの経費で賄う任意救護（院費）にすることを市内の救護施設に求めるなど、救護費減額に努めていると返答している（同和園70年史編纂委員会1997：217-218）。救護費削減を厳格に求める準戦時体制下において、要救護者への救護法適用はより抑制的にならざるを得ない構造にあった。

(3) 京都市における行旅法の適用状況

昭和恐慌期以降、京都市では行旅病人・行旅死亡人の取り扱いも増加していた。市内の行旅病人数は1931年頃からの増加が顕著となり、1933年度には389名まで増加した【表4】。行旅病人・行旅死亡人の増加に伴い、京都市の行旅病人救護費用も1929（昭和4）年の26,162円から1932年は41,599円に増加した⁽¹⁵⁾（京都市役所1934：189）。

行旅病人・死亡人の増加によって行旅病人救護費用が増加するなか、1933年に府・市・警察・区役所、方面委員が一同に集まって「行旅病人」の取扱いについて議論を行う『精神病患者並に

行旅病人救護に関する研究懇談会』が開催された。行旅法では救護費用は被救護者もしくは民法で定めた扶養義務者の負担とし、それらが貧困等で負担ができない時、または扶養義務者がいない場合は救護をした道府県の負担と定めていたが、同懇談会で行旅病人について焦点になったのが、行旅病人・死亡人の増加に伴う府の経費不足問題である。

研究懇談会で下京区役所の担当者は「行旅病人の取扱も経費の問題ですね。経費さへ潤沢にあつたら、幾らでも保護が出来ます。何せよ下京だけで1カ年2万5千円もかかるのに、府の経費が不足なのですから、どうすることも出来ません」と述べ、救済経費の不足によって行旅法の保護が制限を受けている現状を報告した。それに対して府は「京都府の経費は少いと云いますがそれでも兵庫県の3倍になっています。御存知の通り兵庫県の歳出歳入は全体に大きい方ですが、この行旅病人の予算だけは、京都府の方が遥かに上です。要するにおのほりさんが多数あるので、行旅病人も多いのでせう。府の経費も困っているのですから、行旅病人の収容は厳選してください」と返答し、行旅病人救護の制限を求めている（京都府社会事業協会1933b：25-26）。また、中京区役所の担当者も「行旅病人の取扱では、区役所の係員も困っています。どこからも金が出ないので、結局自分のポケットから出ねばならぬ様なことも度々起ってまいります」と発言し、行旅法経費が不足し、対応に苦慮している現状を訴えている（京都府社会事業協会1933b：26）。

一方、府関係者や方面委員からは救護法施行後は木賃宿宿泊者を「準行旅病人」⁽¹⁶⁾として取り扱うことが出来なくなり、困るという発言もなされている。しかし、救護法施行前の「準行旅病人」は10名未満に止まっており、木賃宿宿泊者に対する「準行旅病人」の適用は救護法施行前からほとんど行われていなかったと見られる【表4】。

内務省社会局の「救護法逐条説明」（1929年）は、救護法と行旅法の関係について目的・客体が異なり双方固有の領域を有しているが、従来は一般救貧法制がなかったためにやむを得ず行旅法で取り扱っていた範囲については救護法適用に移る者が相当多くなると指摘している（寺脇2007：281）。一方で京都市の行旅病人の統計推移からは、それまで行旅法で取り扱っていた救護が救護法に移行したことを読み取るのは難しい。

鈴木忠義は、救護法と行旅法の関係について「行旅

【表4】京都市における行旅病人・行旅死亡人数推移

年度	行旅病人			準行旅病人			行旅死亡人		
	総数(人)	男性	女性	総数(人)	男性	女性	総数(人)	男性	女性
1928(昭和3)年度	178	152	26	9	3	6	60	46	14
1929(昭和4)年度	168	133	35	7	3	4	58	43	15
1930(昭和5)年度	170	143	27	4	3	1	69	42	27
1931(昭和6)年度	244	191	53	8	5	3	168	143	25
1932(昭和7)年度	305	264	41	6	3	3	242	182	60
1933(昭和8)年度	389	331	58	23	13	10	163	127	36
1934(昭和9)年度	197	165	32	4	1	3	194	140	54
1935(昭和10)年度	141	115	26	20	12	8	159	124	35

資料出所：京都市役所『京都市第24回統計書(昭和7年)』『京都市第25回統計書(昭和8年)』『京都市第26回統計書(昭和9年)』『京都市第26回統計書(昭和10年)』をもとに筆者作成。

※昭和3～7年度の行旅病人・準行旅病人・行旅死亡人は「新規取扱」人数を記載

中の病者で救護者のいない場合や行旅中に死亡して引取人のいない場合は行旅法を優先的に適用するため、いわゆる浮浪者も救護法ではなく行旅法によって対応された」と指摘している（鈴木 2010:52）。但し、京都では浮浪者への行旅法の適用も抑制的であった。京都市内の行旅病人・死亡人は 1931 年頃から増加が顕著となったが、研究懇談会が行われた 1933 年をピークに、特に行旅病人の取り扱い件数はその後急速に減少していく。京都府が救済費不足を理由に京都市に行旅法適用の制限・選別化を求めたことは、市の行旅病人取り扱い件数の減少に影響を与えたことが考えられる。

4. 昭和恐慌期から戦時体制移行期における「浮浪者」対策

(1) 「浮浪者」の類型化と木村忠二郎の惰民養成論

1934 年に京都府社会課長・木村忠二郎は「浮浪人の處遇に就て」という論文を『社会時報』に掲載している。木村は戦前の内務省、戦後の厚生省官僚で、戦後は厚生省社会局長として生活保護法制定に関わったことはよく知られているが、戦前は 1930 年から京都府に勤務し、1932 年から府社会課長として京都の社会事業に携わった経歴を有している（木村 1975: 539）。この時期、浮浪者（ルンペン）急増によってその対策について議論が活発化しており、また救護法施行という変化のなかで木村が浮浪者対策についての論考を展開している。戦前の救貧制度と戦後生活保護法の理念との連続・非連続性を検討するうえで注目される。

論文の中で木村は「浮浪人」を「一定の住居及生業を有することなく諸處を放浪する者であつて、その職業を有せざることが、労働の能力又意思なきに因る者」と規定している。「浮浪人」を定まった住居と職業がなく、「労働に従事する能力又は意志のない者」として捉えている。一方で「浮浪人」には「職業につき労働に従事する能力又は意志のない者」と「就職の意思と能力を有して浮浪人群に加わっている者」の 2 類型があるとしている。前者は「一般浮浪人」又は「真性浮浪人」であり、後者は「準浮浪人」又は「疑似浮浪人」と分類している（木村 1934: 4-5）。

こうした分類は木村のオリジナルのものとはいえない。昭和恐慌期の「浮浪者」増大は浮浪者と失業問題の強い相関性を示すものとなり、従来の浮浪者観に一定の変化をもたらした。それに伴い浮浪者という言葉よりも、労働者性を含意するルンペンという言葉が頻繁に用いられ、「失業者のルンペン化」という観点から問題が語られるようになった。社会事業関係者からルンペンを「真性ルンペン」（常習ルンペン）と「疑似ルンペン」（にわかのルンペン）に分類し、それぞれに応じた対策の必要性を提起されている（岩田 1995: 45-48）。

木村は、前述の「一般浮浪人」（真性浮浪人）と「準浮浪人」（疑似浮浪人）の 2 類型をさらに、①「準（准）浮浪人」、②「就職の能力なきに因る浮浪人」、③「就職の意思なきに因る浮浪人」の 3 つに分け、それぞれの性質に応じた対策を行うべきだと提起した。そのうち「準浮浪人」

浪人」は「将来不遠浮浪人となるべき者」であるため、特に積極的な対策が必要であると指摘している。

木村のいう具体的な対策は、①「准浮浪人」は一般失業者対策において対策を行うこと、②「就職の能力を有せざる者」を救護法で取扱うべきことである。「就職の能力を有せざる」要救護者は救護法の対象となるが、浮浪者の場合は適用されていなかったことを示唆する。

そして、③労働能力があるにも関わらず「就職せんとする意志のなき浮浪人」には「特別な方策」を講じて対処すべきだとしている。木村は労働能力があるのに就職する意志のない「浮浪人」に対する救護は「不必要なる救護」であり、救護費用を必要最小限に止める原則に反することと同時に「惰民の養成をなすにすぎぬ」と厳しく批判した。

そして就職する意志のない「浮浪人」を「正常なる社会人に復帰」させるには「救護」ではなく、「労務に従事する意志」をつくるための特別対策が必要であると述べている。木村は就職する意志のない浮浪者に「労務に従事する意志」を植え付けるには「本人の自由を或る程度に於て束縛」し、「本人に強制力を加える」ための強制労働所が必要だと主張している。強制労働所において「労働を強制して労働に馴れしめ、日常生活に規律を與へ、又精神的に之を訓練教化する」必要があるとしている（木村 1934：5-8）。

前年の1933年10月に開催された「第4回全国方面委員大会」においても「常習浮浪者」に対する「強制労働所設置に関する建議」が決議されており、木村の主張もそうした流れを反映したものと見られる（全日本方面委員連盟 1941：131）。その後、準戦時体制下において木村や社会事業関係者が主張した強制労働所とはやや性格を異にするが、精神的な訓練教化を重視した労働訓練施設として「失業者更生訓練施設」が設置されている。

木村は「準浮浪人」に対しては一般失業者対策として取扱うべきと述べているが、失業保険・失業手当については「^{らんた}懶惰ノ風ヲ助長スル」と否定的見解を示している。その代替制度として活用を提起したのが失業救済事業だが、前述したように当時すでに登録条件の厳格化等によって登録労働者の抑制が進められており、失業救済事業への失業者の新規登録にはさまざまな制限が加えられていた。失業救済事業による「準浮浪者」対策は実際には困難であったと考えられる。

また、「就職せんとする意志のなき浮浪人」に対する救護を「惰民の養成」とする見解は、前述した内務省社会局の「救護法逐条説明」での救護法適用に伴う「濫救の弊」「惰民養成の害」という考えを踏襲していると考えられ、木村の立場からすればある意味で当然の結論であったといえる。戦後、木村は厚生省で生活保護法制定に関わったが、生活保護の目的である「自立の助長」を救貧制度に伴いがちな「惰民の養成といった弊害を生ぜしめないようにしようとするもの」とする見解を改めて示している。そして、生活保護法に設けられたさまざまな保護の要件は「権利の乱用と惰民の養成を防止する目的から定められた保護の条件である」と解説している（木村 1958：117-118）。

木村の「自立の助長」と「保護の要件」に関する見解は、端的にいうと生活保護制度は「惰民の養成」を防ぐために稼働能力を有する受給者にはできるだけ厳しく「自立」を促し、あわせて貧困者が生活保護を安易に利用すること（＝権利の乱用と惰民の養成）を防ぐために保護の受給にあたっては厳しい「保護の要件」を設ける必要がある、とする考えといえる。その結果、生活保護制度の運用における「補足性の原理」の強調、稼働能力のある貧困者への保護適用の厳格化といった保護の選別性とスティグマを強める方策と結びつきやすくなる。こうした見解の背景には貧困者が生活保護を利用することは「権利の乱用と惰民の養成」につながるという貧困（者）観が存在すると考えられる。木村の救貧制度を惰民養成の防止と位置づける考えは戦前・戦後を通して一貫性があるといえる。

生活保護法における「自立の助長」を「惰民の養成」の防止と位置づける木村の見解に対し、同じ厚生省の小山進次郎は「自立の助長」とは「惰民防止」のような「調子の低いものではない」と述べ、木村の見解を否定している。小山は「自立の助長」を「凡そ人はすべての中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適用させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所処である」と規定している（小山 1951：92）。

小山は生活保護における自立を経済的自立（就労自立）に限定せず、各人の可能性を発見し、育むことを「自立の助長」と捉えている。

木村と小山の「自立の助長」に対する見解の相違は生活保護制度の理念が抱えている構造的「二面性」を示すものといえる。木村が示したような「自立の助長」と「惰民の養成」の見解は戦後生活保護の「適正化」政策による保護の引き締め、さらに“生活保護バッシング”など新自由主義思想とも結びつきながら現在の生活保護行政の底流において引き継がれていると考える。

（2）無料宿泊所の開設と廃止

昭和恐慌以降、失業問題が深刻化するなかで日雇労働者や「浮浪者」（ルンペン）の増加は社会問題化したが、前述したように稼働能力のある浮浪者は救護法から排除されており、定まった住居のない浮浪者は警察犯罰令での検挙と疾病時のみ行旅法にて臨時的・選別的に対応が行われる程度であった。

但し、京都市では日々の宿泊費の支払い可能な者が宿泊するための防貧的社会事業として 1924 年 3 月に市営「簡易宿泊所」（定員 69 名）を七條職業紹介所に併設し、設置している（京都市社会課 1934：19-20）。14 歳以上の 1 泊宿泊料は木賃宿と同程度の 20 銭（昭和 7 年 4 月以降は 15 銭）であり、日雇労働者など稼働能力のある低所得・不安定就労層を対象とする事業であった⁽¹⁷⁾。

その後、1932 年 6 月に財閥・三井家が失業者救済基金として政府に寄付した 300 万円の一部が京都市に交付され、市はその資金をもとに失業者保護事業として京都初の「無料宿泊

所」建設を示した。無料宿泊所は京都市南部に設置することになったが、多数のルンペンが宿泊する施設が設けられることで治安が乱れるとの理由で、地元住民を中心に方面委員も含んだ規模な反対運動が展開された⁽¹⁸⁾。

こうした反対運動がありながらも、1933年2月に「無料宿泊所」が下京区上鳥羽鉾立町に開設された。収容定員は男性190名、女性10名の合計200名の規模であった。対象者は「原則として失業労働者にして自力更生の能力ある者を一泊主義により宿泊せしむる」と定め、宿泊対象者は「自力更生の能力ある者」に限定した(京都市社会課1938:23)。就労意欲が低下し、「自力更生の能力」がないと判断されたルンペンは無料宿泊所の対象から排除されていた。

1936年8月発行の『社会時報』には無料宿泊所の宿泊者を対象に行った「自力更生座談会」(京都佛敎徒方面委員会主催)の内容が収録されており、無料宿泊所の様子を知ることができる。座談会では宿泊所担当職員(主事)が「諸君が今日の境遇に陥らねばならなかった誤れる過去を打開きて、その誤りを正して頂いたり、他に頼らず独自の働きによって甦生するの気力を與へて頂きたい」と発言し、宿泊者に対し生活困窮に陥った「失敗」(=失業)の原因を順番に述べさせている(京都府社会事業協会1936a:22-24)。失業や貧困に陥った要因を個人の「失敗」「誤り」として捉え、宿泊者に対して「精神的教化」を働きかけている。

また同号の『社会時報』には「ルンペンと語る」という方面委員の記事も掲載されている。方面委員が円山公園近くに住むルンペンに対し、「なぜ市の無料宿泊所に行かないか」と質問したところ、「あそこは働く人が行くところです。私たちのように働くことの嫌いな者の行く場所ではありません」と答えたという。そのルンペンは失業した当時は就職を探しに職業紹介所に何度も行ったが、仕事が見つからず、働く意欲がなくなったと答えている(京都府社会事業協会1936b:17)。無料宿泊所では就労意欲を喪失したルンペンは除外していたことを裏付けている。

また、無料宿泊所では希望者に軽易労働の従事や生業資金貸付けなどを定め、ブラシ植毛や帚製造などの軽易労働作業室を設けている。無料宿泊所では宿泊者に対する「自力更生」のための精神的教化・指導を行い、早期の「自力更生」を求める処遇も試みられていたといえる。

1933年6月の『社会時報』では開設当時の状況を「昨今連日百二、三十名の来泊者があり定員二百にはまだ大分余裕があるが、婦人の来泊者はさすがに少く、開設以来今日まで僅かに五人」と伝えている(京都府社会事業協会1933c:58)。宿泊者のほとんどは男性で、1933年度の宿泊者数は35,012名、1日平均利用者は95.7名であった【表5】。

日中戦争が始まった1937年以降、戦時体制の労

【表5】無料宿泊所の宿泊人数

	宿泊延べ人数	うち軽易労働従事者数
1932(昭和7)年度*	4,425*	77
1933(昭和8)年度	35,012	1,103
1934(昭和9)年度	28,418	1,782
1935(昭和10)年度	32,790	1,708
1936(昭和11)年度	28,169	407
1937(昭和12)年度	16,268	204
1938(昭和13)年度	12,465	
1939(昭和14)年度	8,709	

*昭和8年2月7日開設

資料出所：京都市社会課『京都市社会事業要覧』昭和9・11・12・13年版、をもとに筆者作成

働力需要が増大するなかで無料宿泊所が対象とした稼働能力と就労意欲を有する「自力更生の能力ある者」は減少していく。無料宿泊所は日本が第二次世界大戦に参戦する1941年3月末に閉所された。

(3) 「労働者更生訓練道場」の開設とその特徴

1932年3月の「満州国」建国宣言以降、日本政府は1932年から1945年の14年間に約30万人もの農業移民を「満州国」に送出した。いわゆる満州移民事業である。「満州国」建国宣言後、はじめての満蒙開拓団とされるのが「ルンペン移民」と呼ばれた天照園移民である。1932年6月に東京深川の民間の無料宿泊所「天照園」の宿泊者が最初の満蒙開拓団として「満州」に送られ、1936年までに天照園宿泊者の125名が「満州」へ渡った。

1932年5月に「5・15事件」が起こり、政治への軍部介入が強まるなか、関東軍の要請を背景に軍務と開墾の双方を担う「武装移民」構想の具体化として、拓務省は第1次満州試験移民の募集を同年9月に開始した。天照園移民はその前に満蒙開拓団として「満州」に渡っており、の試験移民に先立って行われたいわば「民間の試験移民」であり、満州移民事業の実験的役割を担っていた（東京の満蒙開拓団を知る会2012：46-47）。

天照園移民の約9割は地方出身者で、東京に流入した後は日雇労働（自由労働者）などに従事していたが、浮浪化して無料宿泊所にたどり着いた失業者群であった。天照園は「地方の困窮の流入口であり、それを満州に送出する流出口」として機能を担った宿泊所であった（東京の満蒙開拓団を知る会2012：40-42）。

天照園移民開始から2年後の1934年、東京府は「失業労働者及屋外居住者（ルンペン）」の更生訓練として多摩川河川敷に「多摩川農民訓練所」を開設した。多摩川農民訓練所は無料宿泊所宿泊者や失業者の中から健康な若年層の失業者・ルンペンを訓練生として選抜し、農耕訓練と精神的訓練を行った。訓練後に満州移民あるいは農民として自立させることを目的とした訓練所であった（黒江1936：9）。

多摩川農民訓練所では1935年4月から1939年4月までに合計434名の訓練生を満蒙開拓団を送り出した。訓練生の4分の3は地方出身者、その大半は次男以下で、天照園移民と同様に地方から東京へ流入した地方農民・底辺層であった（東京の満蒙開拓団を知る会2012：177-178）。満州移民前半の試験移民期は金融恐慌、農業恐慌など昭和恐慌期の経済危機の影響を受けた相対的過剰人口としての困窮農民や失業者がその中心となった。

1936年の「2・26事件」を契機に関東軍の強い要望を背景に満州移民は試験移民期から「大量移民期」へと移っていく。政府は国策として1937年から20年計画で百万戸、五百万人の移民計画を打ち出し、大規模な満州移計画の中核を担わされたのが農村の分村移民計画による集団移住である。

この時期、内務省は全国の六大都市関係府県・市と福岡県に失業者更生訓練施設を開設する

ことを決定している。内務省通達に基づいて京都市は1936年10月に収容定員30名の「労働者更生訓練道場」(労働者更生訓練所)を東山区の智積院境内の建造物を借り受けて開設した。失業者更生訓練施設の設置に際し、参考にしたのは多摩川農民訓練所だが、満州移民を目的とする多摩川農民訓練施設と失業者更生訓練道場ではその性格・目的はやや異なる。

京都市は労働者更生訓練道場の設置目的について「自由労働者として転々日稼労働に従事する労働者をそのまま放任することは現下の社会情勢から徒らに失業者を醸成するのみならず、労働者自体の性行と素質を低下せしめる最大の原因となる」ため、「自由労働者更生への登龍門として労働者更生訓練所を設置」すると定めている。その目的は満州移民のための訓練ではなく、都市の失業者・日雇労働者の更生を図るための訓練所としている。訓練対象者は失業救済事業の登録労働者及び登録を希望する労働者のなかから「満年齢35歳未満の独身者を選抜」し、5ヶ月間に渡って「主として精神的方面の訓練」を積む訓練所と位置づけており、若年失業者層に限定し、精神的訓練を行うとしている(京都府社会事業協会1936c:36)。

1936年10月の『社会時報』は開所時の状況について「五千人の登録労働者中から選ばれて入場することになった模範生三十四名新たにあてがはれた国防色も力強い制服に身も心も見ちがへるように緊張して整列」と軍隊的方式での訓練がされていたことを伝えている(京都府社会事業協会1936d:37)。訓練道場の所長には前七條署長が着任し、訓練生に5カ月間の職場訓練と精神的訓練を行うと共に貯金の観念や更生心を養成するために賃金の3割を強制的に積み立てるなどの指導がなされた。訓練生は昼間に失業対策事業の工事現場に従事、訓練は夜間という精神的教化・指導を強調した訓練が行われていた。

京都府社会課は1935年の『社会時報』において「社会事業と移植民事業」という記事を掲載し、満州移民は「食詰め者を海外に追出す」ものではなく、民族の繁栄・発展を目的とした事業として移民を強く奨励している。同時に「労働能力ある者が、厚かましく方面委員に憐みを訴え、甘んじて国家社会の救護を待つ様になっては、民族の繁栄どころではない」と述べ、労働能力のある要救護者への救護を厳しく批判している(京都府社会事業協会1935:1)。京都府は貧困者に対する救護を批判する一方で満州移民を強く奨励していたが、京都の労働者更生訓練道場の場合は満州移民の送り出しは直接の目的ではなく、都市失業者を「精神的訓練」によって、国家に有用な労働力につくり変える(=更生)ことにあつたといえる⁽¹⁹⁾。

京都府職業課の『京都府職業事情要覧』(1938年3月発行)には同訓練所第1回修了生の就職先が記載されているが、訓練修了生26名のうち13名は京都市の「土木課直備人」「下水課直備人」「清掃課定備夫」「電気課架線見習工」となっており、訓練修了生の半数は公務労働部門で就労している。その他、民間企業の就職先として染工場、製作所等などがあげられている。

しかし、1937年4月～9月に実施された第2回訓練(訓練生40名、修了生12名)では「中途退去者」28名のうち「満州移民」が6名と記載されており、中途退去の形で満州移民への送り出しが行われている(京都市社会課1939:22)。政府は1937(昭和12)年から20年計画

で百万戸、五百万人の移民計画を打ち出し、各道府県に対する満州移民の割当数を設けた。大量移民の本格実施は労働者更生訓練道場の修了生送り出しにも影響を与えた可能性が考えられる。但し、第3回訓練以降の更生訓練道場の送出に関する統計資料は現段階では確認できておらず、詳細は不明である⁽²⁰⁾。

【表6】労働者更生訓練道場の「訓練成績」

	入場許可者数	中途退去者数	修了者数
第1回（昭和11年10月1日～12年2月28日）	34	8	26
第2回（昭和12年4月22日～9月22日）	40	28	12
第3回（昭和12年10月23日～13年3月25日）	31	8	23
第4回（昭和13年4月26日～9月24日）	13	5	8
第5回（昭和13年10月25日～14年3月20日）	24	8	16

資料出所：京都市社会課『京都市社会事業要覧（昭和14年版）』をもとに筆者作成

京都市の労働者更生訓練道場は1936年から1939年まで5回実施され、計142名に対して訓練が実施されたが、1937年の日中戦争開戦を契機に、戦時体制へと進むなか、対象となる失業者の減少に伴って1939年に廃止された。代わって一般産業労働者、満蒙開拓青少年義勇軍、農民移民志望者などを対象とする「京都市興亜訓練道場」が1941年に設けられた。戦時体制下において移民労働力や国防政策の人的資源になり得る労働力のいっそうの活用を図ろうとしたと考えられる。

一方、人的資源にはなり得ない高齢者や障害のある浮浪者はどのように取り扱われていたのか。京都市では1938年6月に「精神耗弱ノ著シク労務を行フニ故障アル者」を対象に収容保護を行う救護施設として「京都市醍醐和光寮」を開設している。和光寮開設の背景には労働に従事できない知的障害者等を収容する施設建設の要望が方面委員等から出されていたことがあった。戦時の人的資源＝労働力になり得ない浮浪者（レンペン）は救護施設、行旅病人を取り扱う病院、精神病院などに隔離・収容されていたと考えられるが、現段階では、当時の行政資料から明確な記載を見出すことができず、今後の研究課題である。

結論

これまでの研究では東京・大阪などに比べ、京都は不定住的貧困層が少なく、都市としての閉鎖性が強い「地元出身者による停滞的下層社会」とされてきた。しかし、昭和恐慌期に失業問題が深刻化するなかで、市南西部の新興工業地域や京都駅周辺の木賃宿が集まる地域を中心に日雇労働者や浮浪者が増加し、他地域からの失業者・貧困層の流入が見られた。1930年の浮浪者概況調査によると京都市内出身地（本籍地）はわずか5.1%で、その多くは朝鮮半島出身者を含む20～30代の若い失業者であった。昭和恐慌期における失業問題の激化は日雇労働者など不安定就労層を浮浪化させ、市内への流入を促進させた。従来言われていた「地元出身者による停滞的下層社会」とは異なる戦前期京都の流動的都市下層社会の一面を示すものである。

昭和恐慌期に浮浪者の増大が社会問題となったが、1932年に施行された救護法は労働能力

のある貧困者は救護対象から除外し、浮浪者（ルンペン）も排除していた。京都市においてもルンペンへの救護法適用は稼働能力の有無に関係なく事実上埒外に置かれていた。収容救護による不定住的貧困層への救護法適用も浮浪児にはほぼ限定されていた状況が明らかとなった。一方で失業者に対する失業救済事業も登録条件の厳格化によって登録者抑制が図られたうえ、その事業規模は小さく失業救済事業で失業時の生活を営むことは困難であった。

昭和恐慌期のルンペン急増は、その対策に関する議論を活発化させた。戦後の生活保護法制定に関わった木村忠二郎（当時は京都府社会課長）は浮浪者を「準（准）浮浪人」、「就職の能力なきに因る浮浪人」、「就職の意思なきに因る浮浪人」に3分類し、それぞれの性質に応じた対策を行うべきだとした。そのうち「就職せんとする意志のなき浮浪人」に対する救護については「惰民の養成」であるという見解を示している。その見解は当時の内務省の救護法適用に伴う「濫救の弊」「惰民養成の害」という認識を踏襲したものだが、戦後の救貧制度である生活保護法の理念と貧困（者）観との連続性を考えるうえで検討が必要と考える。

昭和恐慌期に京都市では「準浮浪者」層に対しては無料宿泊所で一時収容を行う対策を開始した。その後、「労働者更生訓練道場」を設置し、戦時体制へと移行する国家の人的資源提供の一端を担ったといえる。戦時体制へと移行する過程で、国家にとって人的資源になり得る日雇労働者や「準浮浪者」など失業者には精神的な訓練教化を通して、国家に有用な労働力につくり変えようとしたといえる。これら対策における市の独自性は薄く、国家主導の労働力政策の色合いが強いものであった。一方で戦時体制下において人的資源にはなり得ない浮浪者にはどのような対応がなされていたのかについては、今後の研究で明らかにする必要がある。

〔注〕

- (1) 一方、戦後の「軽犯罪法」（第1条4号）では「生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの」と定義し、これに該当する者は拘留又は科料に処することを定めていた。
- (2) 竹永三男は大都市以外の府県・地域では行旅病人・行旅死亡人は移動・漂泊の途中で行き倒れた者多いが、東京など大都市部では「定住」性を持つ窮民が一般救貧法制ではなく、「行旅法」として取り扱われている場合が多いことを指摘し、「定住」性を持つ都市下層民と「定住」性を持たない都市下層民の政策的境界は曖昧であると指摘している（竹永 2012：115）。
- (3) 浮浪者の定義や言説は以下に詳しい。青木秀男（2000）『現代日本の都市下層』明石書店、永橋為介（1998）「1910年代の都市大阪を事例とした『浮浪者』言説の構造」『ランドスケープ研究』61巻。
- (4) 大阪市社会部は『公園内における無宿者調査』（1926年）、『今宮保護所の記録』（1931年）などの調査を行っている。
- (5) 草間については安岡憲彦らの研究が詳しい（草間八十雄著・安岡憲彦編（2013）『近代日本の格差と最下層社会』明石書店）。
- (6) 失業救済事業の登録条件は1929年度までは、1. 事業施行地の市町村及びその隣接市町村に3カ月以上居住していること、2. 失業し生活困難なること、という2項目であった。しかし京都市では1930年7月から上記に加え、①東京市内居住者（隣接地居住者排除）、②戸籍謄本と貧困証明書の

提出，③扶養家族がある者，の全ての条件を満たす者のみが登録できることとなった。また1934年4月からはこれらの条件に加えて，①3人以上の家族である者，②3人家族で20円，1人増すごとに5円を追加した金額よりも低いことを証明した者，という条件が加えられた（加瀬2011：166）。なお，失業救済事業は1932年度から「失業応急事業」へと名城変更された。

- (7) 当時の「失業者」の定義（範囲）について，兵庫県社会課の『臨時失業調査報告』（1924年刊）では，①仕事をする意志も能力もあるが，ただ仕事不足のため職に就かない者。②仕事をする意志はあるが，病気其他の原因で仕事に堪えない者。③労働争議等で仕事に就いて居らぬ者とし，日雇労働者の場合は労働日が1カ月に15日以下位になったら失業者と見て差し支えないとしている（※働く意思のない「怠惰者」は失業者には入らない）（兵庫県社会課1924：13）。
- (8) 『京都市に於ける日雇労働者に関する調査』は漆葉見龍をキャップとして行われた京都市社会課の膨大な社会調査のなかでも評価の高い調査の一つとされる。浜岡政好はこの調査について，①日雇労働者問題を失業問題として捉え，失業者を産業予備軍と規定したうえで「慎重な言い回しながら資本主義経済への批判的立場を明確にして分析をおこなっている」こと，②一般の日雇労働者と失業救済事業に就労する日雇労働者の両方の調査が実施されており，前者はサンプル数が107と多くはないが，「面接法によるアンケート調査で行われており，日雇労働者の生活実態により深く迫った調査」と述べ，社会科学的認識の高さに加え，調査手法の点でも評価している（浜岡1990：66）。
- (9) 同調査では日雇労働者の定義として，①賃金労働者なること。②雇用関係が一時的なること。③技術的にみて主に不熟練労働者なること（日雇労働者には，大工・石工・左官等の熟練工と，仲仕・手伝・土工・広告人夫等の不熟練工があるが，「後者を其の典型的のものとする」としている）。④働く場所がだいたい屋外なること。⑤労働業態や労働現場が概して常に変動しがちなこと（「日雇労働者の転業性，漂泊性」），という5点をあげている。なお，東京市社会局による『自由労働者に関する調査』（1923年刊）では，自由労働者（日雇労働者）の定義について，①雇傭関係の変動する労働者，②労働業態や労働現場の一定せざる労働者，③屋外に働く一般不熟練労働者，といういずれかの条件にあう労働者，もしくは類似の仕事をする労働者を自由労働者としている（東京市社会局1923：3）。
- (10) 昭和恐慌以降，京都市の失業救済事業の登録者は増加したが，予算不足などからすべての登録希望者が救済されるには至らず，失業者の不満は強かった（杉本2015：142-170）。
- (11) 「浮浪者」概況調査で把握された世帯数は39世帯（45名）だが，「流浪期間」の項目のみ40世帯と記載されている。集計・記載ミス可能性があるが，本稿では調査報告に従い40世帯のまま記載している。
- (12) 「市内居住期間1年未満」の被救護世帯数が17世帯，被救護人員は33名。
- (13) 但し，救護施設として認可された5施設の収容能力を超える場合は以下の病院等に収容救護を委託する仕組みであった。1932年段階で収容救護を委託する施設として京都施薬院（医療），伏見病院（医療），京都市民病院（医療），半井病院（医療），三島病院（医療），京都市児童院（助産医療），村松診療所（精神衰弱）などが指定された。なお，救護法の収容保護では老衰者と幼児の収容を養老院及び育児院で行う救護を「収容生活扶助救護」とし，疾病傷病により病院に収容する救護を「収容医療救護」と分類している。
- (14) 京都市の救護法による救護費用総額（昭和8年度）は146,415円，そのうち府費4,847円である（『京都市第25回統計書（昭和8年）』p.219）。
- (15) 行旅法での実際の救護は市長村で行うため市長村費で一時繰替えをすることを定めている。また東京・大阪・京都市の三市は区長が救護事務を行うが，一時繰替えの費用は市費で行うと規定している。
- (16) 「準行旅病人」について内務省令「行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ関スル件」（昭和11年12月改正）は「飢餓凍餒ニ迫り歩行ニ耐エサル行旅者」「歩行ニ耐エサル行旅中ノ妊産婦ニシテ

手当ヲ要スルモノ途ヲ有セサル者」,「行旅病者又ハ住所居所ナク若ハ不明ナル者ニシテ引取者ナク警察官署ニ於テ救護ノ必要アリト認め引渡シタル者」と規定した。

- (17) 簡易宿泊所の年間宿泊者は昭和7年度が15,034名(1日の平均宿泊者・推計41.2名)で、宿泊者の職業は「屋外労働」(49.0%)が最も多く、宿泊者の半数は日雇労働者(自由労働者)と見られる。次いで「職工」(17.6%),「その他」(14.8%),「商業」(13.4%)などが多い(京都市社会課1934:19)。簡易宿泊所は昭和9年度末に廃止された。
- (18) 無料宿泊所建設に対する地元住民らの反対運動は大規模に展開された。反対運動の高まりを当時の新聞は「本問題が依然未解決の状態を続けるものとすれば必然ルンペン群の激怒を招き、又一方無産派の蹶起^{けつき}となって、事態は捨取すべからず危険性を孕むに至る情況が看取されることで、今や京都市の無料宿泊所建設問題は実質的に社会事業を超越した重大な社会問題と化して来た」(『京都市出新聞』1932年9月23日)と報じている。
- (19) 農業恐慌や冷害で大きな被害を受けた東日本では満州移民への関心が高く、移住者も多かったのに対し、京都など関西での移民熱は極めて低調であったとされる(京都市1976:82)。
- (20) 京都市労働者更生訓練道場の当時の様子は、同道場指導員の渡邊一太郎が雑誌『職業紹介』において「労働者更生訓練道場創設後の三ヶ月」の中で詳しく報告している。なお、同記事には他都市の訓練道場についても報告されている(職業紹介事業協会(1937)『職業紹介』第5巻第3号)。

〔引用文献〕

- 山折哲雄(1987)『乞食の精神史』弘文堂
- Weber, Max. (1989) 大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫
- Geremek, B. (1993) 早坂真理訳『憐れみと縛り首』平凡社
- 青木秀男(2000)『現代日本の都市下層——寄せ場と野宿者と外国人労働者——』明石書店
- 池田敬正(1986)『日本社会福祉史』法律文化社
- 隅谷三喜男(2003)『日本賃労働史論』(岩波書店『隅谷三喜男著作集第1巻』所収)
- 丸山鶴吉(1913)「浮浪者の救済」『慈善』第5編・第2号, pp.123-124.
- 神戸市社会課(1934)『浮浪者の調査』(近現代資料刊行会『神戸市社会調査報告書(含・兵庫県)34』所収)
- 竹永三男(2012)「近現代の『行き倒れ』(行旅病人・行旅死亡人)の実態とその救護・取扱からみた日本社会の特質」『部落問題研究』第201号
- 東京市養育院編(1941)『東京市内浮浪者の社会的並精神医学的調査』
- 風早八十二(1933)『日本社会政策史』日本評論社
- 加瀬和俊(2011)『失業と救済の近代史』吉川弘文館
- 浜岡政好(1990)「大都市零細自営業と下層労働者の科学的把握へ——京都市社会課調査から——」『日本社会調査の水脈』法律文化社
- 京都市社会課(1932)『京都市に於ける日傭労働者に関する調査』
- 許光茂(2000)「戦前京都の都市下層社会と朝鮮人の流入」『コリアン・マイノリティ研究』4号
- 京都市社会課(1934)『京都市社会事業要覧(昭和9年版)』
- 杉本弘幸(2015)『近代京都の都市社会政策とマイノリティ——歴史都市の社会史——』思文閣出版
- 京都府社会事業協会(1933a)「京都市内に於ける各聯合方面の社会情勢」『社会時報』第3巻第10号
- 兵庫県社会課(1924)『臨時失業調査報告』
- 東京市社会局(1923)『自由労働者に関する調査』
- 京都市社会課(1931)『京都市教育部社会課季報(No.13)』
- 寺脇隆夫(2007)『救護法成立・施行関係資料集成』ドメス出版
- 京都市社会課(1933)『昭和7年救護状況報告』

- 同和園 70 年史編纂委員会（1997）『同和園七十年史』
京都市役所（1934）『京都市第 24 回統計書（昭和 7 年）』，同（1935）『京都市第 25 回統計書（昭和 8 年）』，
同（1935）『京都市第 26 回統計書（昭和 9 年）』
京都府社会事業協会（1933b）「精神病者並に行旅病人救護に関する研究懇談会」『社会時報』第 3 卷 8 号
鈴木忠義（2010）『「行旅死亡人」とは誰か——今日における行旅病人及行旅死亡人取扱法——』『立教大
学コミュニティ福祉学部紀要』第 12 号
木村忠二郎（1975）『木村忠二郎日記』財団法人社会福祉研究所
木村忠二郎（1934）「浮浪人の處遇に就て」『社会時報』第 4 卷第 8 号，京都府社会事業協会
岩田正美（1995）『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房
全日本方面委員連盟編（1941）『方面事業二十年史』全日本方面委員連盟
木村忠二郎（1958）『生活保護法の解説（改訂版）』時事通信社
小山進次郎（1951）『（改訂増補）生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会
京都市社会課（1934）『京都市社会事業要覧（昭和 9 年版）』
京都市社会課（1938）『京都市社会事業要覧（昭和 12 年版）』
京都府社会事業協会（1936a）「自力更生座談会」『社会時報』第 6 卷第 9 号
京都府社会事業協会（1936b）「ルンペンと語る」『社会時報』第 6 卷第 9 号
京都府社会事業協会（1933c）「市の無料宿泊所」『社会時報』第 3 卷第 7 号
東京の満蒙開拓団を知る会（2012）『東京満蒙開拓団』ゆまに書房
黒江重治（1936）「失業救済事業としてのルンペンの更生訓練」『社会時報』第 6 卷第 6 号
京都府社会事業協会（1936c）「自由労働者に対する更生訓練所の施設」『社会時報』第 6 卷第 10 号
京都府社会事業協会（1936d）「労働者更生訓練道場」『社会時報』第 6 卷第 11 号
京都府社会事業協会（1935）「社会事業と移植民事業」『社会時報』第 5 卷第 11 号
京都市社会課（1939）『京都市社会事業要覧（昭和 13 年版）』
京都市（1976）『京都の歴史 9』学芸書林

〔付記〕

本稿は平成 25 年度佛教大学教育職員研修（国内研修）の成果である。

（かみ よしふみ 社会福祉学科）

2015 年 10 月 29 日受理